

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 3件

三重厚生年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成19年12月20日及び20年12月19日について、それぞれ150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年12月19日

申立期間について、賞与が支給されているが、届出されていない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び顧問社会保険労務士から提出された役員賞与勤怠支給控除一覧表（平成19年12月分及び20年12月分）並びに顧問税理士が保管する源泉徴収簿（平成19年分及び20年分）並びに市が保管する給与支払報告書（平成19年分及び20年分）から、申立人は、厚生年金保険の標準賞与額の上限である150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額を150万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成19年12月20日は60万円、20年12月19日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年12月19日

申立期間について、賞与が支給されているが、届出されていない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び顧問社会保険労務士から提出された役員賞与勤怠支給控除一覧表（平成19年12月分及び20年12月分）並びに顧問税理士が保管する源泉徴収簿（平成19年分及び20年分）並びに市が保管する給与支払報告書（平成19年分及び20年分）から、申立人は、当該事業所において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることから、申立人の標準賞与額については、同一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は60万円、申立期間②は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1931

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は平成18年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から20年10月1日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県から提出された申立人の勤務実態に関する資料及び複数の同僚の供述により、申立人が、平成18年10月1日から20年9月30日までの期間、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所における申立人のオンライン記録によると、当初、平成18年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年10月1日に資格喪失と記録されていたところ、同年12月2日に当該資格取得及び喪失の記録が遡及して取り消され、被保険者期間がなかったものとされている。

この取扱いについて、年金事務所から、申立人に係る被保険者資格取消届及び申立人が当該事業所の理事であることが明記された役員名簿が提出されているが、当該役員名簿の中に、申立人は役員報酬を得ない旨の記載があるものの、備考欄には理事であっても職員としての勤務実態があれば、別に給料を受け取ることができる旨の記載があり、複数の同僚が申立人は現場や事務の仕事もしていたと供述している。

また、上記役員名簿に記載されている他の役員においても役員報酬を得ない旨の記載があるものの、当該役員の厚生年金保険被保険者記録は取り消されていないことが確認できる。

さらに、日本年金機構は、当該遡及訂正処理について、確認すべきことを行っておらず、適切な処理ではなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、平成 20 年 12 月 2 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、申立期間に係る厚生年金保険の資格取得及び喪失の取消しを行う合理的な理由は無く、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格取得日は、当初記録されていた 18 年 10 月 1 日、資格喪失日は、20 年 10 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該取消処理前におけるオンライン記録から、36 万円とすることが妥当である。

三重国民年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

平成19年に社会保険事務所(当時)に出向いた際、未納期間があることを知り驚いた。国民年金保険料は父親が納付していたが、^き几帳面な父親だったので、未納期間があることが信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時、住民登録をしていたA市、その後の転居地であるB市及びC市の国民年金被保険者名簿並びに申立人が所持している年金手帳には、申立期間について当時、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無い上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年3月まで
国民年金の加入手続や保険料納付は母親が行ってくれていた。年金手帳には昭和44年*月*日資格取得との記載があるのに、未納となっていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の所持している年金手帳には、申立期間に係る検認記録は確認できない上、市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立期間について、保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無く、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立期間について、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 8 月までの期間及び平成元年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月から 63 年 8 月まで
② 平成元年 10 月

申立期間①の国民年金保険料については、私が 20 歳になった頃、「代わりに納付した。」と母親から聞いているので、納付済みのはずである。また、申立期間②についても、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親には聴取できないことから、また、申立期間②については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないことから、申立期間の加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間は、平成 7 年 3 月に国民年金の被保険者資格取得及び喪失の処理が行われていることから、その時点までは国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、当該処理が行われた時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。